

特定非営利活動法人

かながわ森林インストラクターの会

神奈川県森林インストラクター派遣事業推進要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県民に対する森林・林業に関する普及啓発活動や県民参加による森林づくり活動を展開するため「特定非営利活動法人 かながわ森林インストラクターの会」（以下「インストラクターの会」という。）が「公益財団法人 かながわトラストみどり財団」（以下「財団」という。）を經由して、県、市町村、企業、各団体、水源林パートナー（以下「団体」という。）や小学・中学・高等・盲・ろう・養護・特別支援学校・大学（以下「学校」という。）または、緑の少年団・ガールスカウト・ボーイスカウト・子どもたちが主体となる地域団体（以下「青少年育成団体」という。）からの派遣要請に対して神奈川県知事認定の神奈川県森林インストラクター（以下「インストラクター」という。）を派遣するために必要な事項を定める。

(派遣の対象)

第 2 条 インストラクター派遣の対象とする項目は次の通りとする。

- (1) 森林づくり 植栽や下刈、枝打ち、除間伐などの作業指導、森林の手入れの意義や森林の機能についての解説
- (2) 自然観察 森林を探訪しながら、森林の機能や動植物の生態及び人とのかかわりなどを解説
- (3) 森林文化 森林資源を使った、木工クラフト、炭焼き等の創作指導や民族伝承文化や自然との共生等の解説
- (4) 普及啓発 団体、学校及び青少年育成団体等が行う森林・林業に関する学習や各種イベント等にかかわる企画や運営の手伝い。
- (5) 森林癒やし 森のなかで五感を使った散策や安息などを通して、心身の疲れを癒やし健康で心豊かな生活ができるように森林癒やし体験活動のお手伝いをする。

(派遣の手続き)

第 3 条 インストラクターの派遣については、原則として次の手続きを行うものとする。

依頼

- (1) 団体または青少年育成団体が、インストラクターの派遣を希望する場合は、別添の神奈川県森林インストラクター派遣要請書（第 1-1 号様式）を財団へ提出する。
- (2) 学校が、インストラクターの派遣を希望する場合は、別添の神奈川県森林インストラクター派遣要請書（第 1-2 様式）を財団へ提出する。
- (3) 森林再生パートナー企業・団体が、インストラクターの派遣を希望する場合は、別添の神奈川県森林インストラクター派遣要請書（第 1-3 号様式）を財団をとおして県知事に提出する。
- (4) 派遣を希望する団体、学校または青少年育成団体は原則として実施日の 2 か月以上前に派遣要請書を提出する事とする。
- (5) インストラクターの会は、団体学校及び青少年育成団体からの派遣要請に対し、派遣要請を受け取ってから 1 週間以内に財団に対応可能か返事をする。

回答

- (6) インストラクターの会は、派遣要請に基づいて、インストラクターを選任し、派遣するインストラクターについて神奈川県森林インストラクター派遣回答書（第 2 号様式）により回答する。

状況報告

- (7) 団体、学校及び青少年育成団体は、事業終了後、実施結果について神奈川県森林インストラクター派遣報告書（第 3 号様式）をすみやかに提出する。

（必要経費の負担）

第 4 条 インストラクターの活動はボランティアとし、実費相当額（1 名につき 1 回 4,500 円～10,000 円程度）については消費税10%を加算した金額を、原則として団体、学校及び青少年育成団体が負担するものとする。

（活動中の事故対応）

第 5 条 派遣要請を希望する団体、学校及び青少年育成団体は必ず保険に加入（インストラクターも含む）し、活動中の事故等に責任をもって対応することとする。

附 則

この要綱は平成 21 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年8月1日から施行する。

改訂事項：書類先頭に会名表記。第4条 必要経費負担額に消費税10%を加算。